

令和 8 年度 運行管理実務者研修会

岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人岩手県トラック協会適正化事業部



公益社団法人

岩手県トラック協会

本日のメニュー

- (1) 令和7年度の巡回結果
- (2) 巡回指導項目と重要箇所
- (3) 法改正等について
- (4) 情報提供



公益社団法人

岩手県トラック協会

(1) 令和7年度の巡回結果



公益社団法人

岩手県トラック協会

(1) 令和7年度の巡回結果

① 巡回指導件数

(令和8年3月末現在)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期	合計
計 画	34	30	34	22	26	34	180	38	28	34	30	46	34	210	390
実 績	32	27	36	21	28	36	180	36	29	34	30	48	33	210	390
通 常	27	22	33	19	16	13	130	26	28	34	28	10	22	148	278
個 別 (霊 柩)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	28	28
Gマーク	5	1	2	0	10	23	41	6	0	0	0	6	7	19	60
新 規	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	0	4	4
新 設	0	0	0	1	1	0	2	3	0	0	2	1	3	9	11
前回D・E	0	4	1	1	1	0	7	0	1	0	0	0	1	2	9
特別巡回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(非会員)	(3)	(8)	(6)	(1)	(3)	(4)	(25)	(6)	(4)	(2)	(6)	(12)	(1)	(31)	(56)
進捗率(単月)	94.1%	90.0%	105.9%	95.5%	107.7%	105.9%	100.0%	94.7%	103.6%	100.0%	100.0%	104.3%	97.1%	100.0%	100.0%
進捗率(累計)	94.1%	92.2%	96.9%	96.7%	98.6%	100.0%		99.1%	99.6%	99.6%	99.7%	100.3%	100.0%		



公益社団法人

岩手県トラック協会

(1) 令和7年度の巡回結果

② 巡回指導 年度別総合判定結果（通常巡回のみ）

（令和8年3月末現在）

（通常巡回件数（特別巡回・霊柩事業個別指導及び巡回時に不在事業所・休止事業所を除く））

	A	B	C	D	E	その他	合計
令和7年度	184 (26)	143 (19)	29 (2)	5 (1)	1 (1)		362 (49)
(比率)	50.8% (53.1%)	39.5% (38.8%)	8.0% (4.1%)	1.4% (2.0%)	0.3% (2.0%)		100%
令和6年度	132 (19)	110 (9)	57 (11)	11 (3)	1 (0)		311 (42)
(比率)	42.4% (45.2%)	35.4% (21.4%)	18.3% (26.2%)	3.5% (7.1%)	0.3% —		100%
令和5年度	158 (17)	122 (19)	68 (8)	17 (7)	0 (0)		365 (51)
(比率)	43.3% (33.3%)	33.4% (37.3%)	18.6% (15.7%)	4.7% (13.7%)	— —		100%

※評価基準

○「適」・「否」を付けた項目を分母として「適」の占める割合で、A=90%以上、B=80%以上、C=70%以上、D=60%以上、E=60%未満、その他＝指導項目が26項目以下となる。

○重点項目に否があれば1段階下がる。

※()内は非会員事業者の数



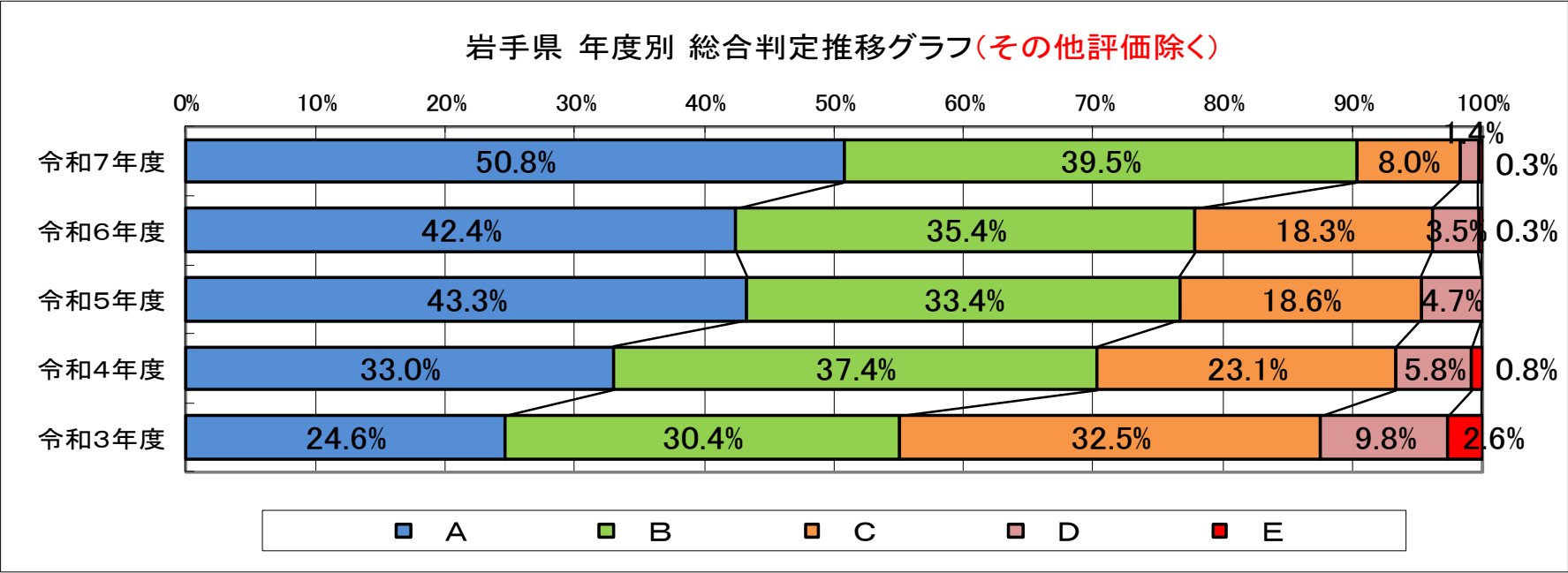
公益社団法人

岩手県トラック協会

(1) 令和7年度の巡回結果

③ 年度別総合判定推移グラフ (県内の推移)

(令和8年3月末現在)



(1) 令和7年度の巡回結果

④巡回指導 ワースト5項目

令和7年度

(3月末時点)

※	調 査 項 目	調査件数	(否) 件数	(否) 率
①	運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	111件	24件	21.6%
②	特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	263件	55件	20.9%
③	過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め・・・時間が適正に管理されているか。	362件	73件	20.2%
④	点呼の実施及びその記録・保存は適正か。	362件	49件	13.5%
⑤	整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	348件	39件	11.2%



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所 【確認ポイント】



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画等	8項目	
II. 帳票類の整備・報告等	5項目	
III. 運行管理等	13項目	
IV. 車両管理等	5項目	
V. 労働基準法等	4項目	
VI. 法定福利	2項目	
VII. 運輸安全マネジメント	1項目	計38項目

★自主点検項目 11項目（令和8年4月1日～）



公益社団法人

岩手県トラック協会

★自主点検項目 11項目（令和8年4月1日～）※今年4月から、「いいえ」の場合は、改善を求めます

自主点検表（事業者控）			
作成年月日：令和 年 月 日			
事業所の名称			
事業者の所在地			
事業所代表者氏名		電話番号	
点検項目		該当するいずれかに ✓を付してください。	
1	【利用運送事業 許可取得事業者のみ】 利用運送事業（旧取扱事業）の許可基準（営業所、業務範囲、保管施設、利用事業者）に変更はありませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
2	【特積事業者のみ】 特別積合せ貨物運送の許可基準（営業所、荷扱所、運行車両数、運行系統、運行回数）に変更はありませんか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
3	自動車に関する表示（車体表示）を使用する自動車に表示していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
4	運賃料金の届出をしていますか。	☐ はい ☐ いいえ	
5	運賃料金表（引越、宅配、霊柩運賃料金に限る。）を掲示していますか。運送約款を掲示していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
6	【特殊車両通行許可 取得事業者のみ】 特殊車両通行許可の車両を保有する事業所は重量等の制限を遵守していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
7	整備不良車両、不正改造車両等を使用していませんか。無車検運行の車両はありませんか。	☐ はい ☐ いいえ	
8	【委託事業者のみ】 委託事業者として、荷主との運送契約締結時や受託事業者へ運送依頼する場合、適正な内容で書面交付していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
9	【委託事業者のみ】 委託事業者として、受託事業者へ運送依頼することの実運送体制管理簿の作成及び所要情報を受託事業者へ通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
10	【中小受託事業者のみ】 受託事業者として、さらに他の受託事業者へ運送依頼する場合、適正な内容で書面交付し所要情報を他の受託事業者へ通知していますか。 また、実際に貨物を運送した受託事業者の情報を委託事業者へ通知していますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
11	賃金体系が適正であり、賃金規則に基づき適正に支払われていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当せず	
■自主点検結果に基づく相談事項やその他、適正化指導員にご質問があれば、下記欄にご記入ください。			
■適正化事業実施機関使用欄			

① 事業者控

※自主点検項目 11項目

- 1.【利用運送事業 許可取得事業者のみ】
利用運送事業（旧取扱事業）の許可基準（営業所、業務範囲、保管施設、利用事業者）に変更はありませんか。
- 2.【特積事業者のみ】
特別積合せ貨物運送の許可基準（営業所、荷扱所、運行車両数、運行系統、運行回数）に変更はありませんか。
- 3.自動車に関する表示（車体表示）を使用する自動車に表示していますか。
- 4.運賃料金の届出をしていますか。
- 5.運賃料金表（引越、宅配、霊柩運賃料金に限る。）を掲示していますか。運送約款を掲示していますか。
- 6.【特殊車両通行許可 取得事業者のみ】
特殊車両通行許可の車両を保有する事業所は重量等の制限を遵守していますか。
- 7.整備不良車両、不正改造車両等を使用していませんか。無車検運行の車両はありませんか。
- 8.【委託事業者のみ】
委託事業者として、荷主との運送契約締結時や受託事業者へ運送依頼する場合、適正な内容で書面交付していますか。
- 9.【委託事業者のみ】
委託事業者として、受託事業者へ運送依頼することの実運送体制管理簿の作成及び所要情報を受託事業者へ通知して
いますか。
- 10.【中小受託事業者のみ】
受託事業者として、さらに他の受託事業者へ運送を依頼する場合、適正な内容で書面交付し所要情報を他の受託事業者
へ通知していますか。
また、実際に貨物を運送した受託事業者の情報を委託事業者へ通知していますか。
- 11.賃金体系が適正であり、賃金規則に基づき適正に支払われていますか。

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

1. 主たる事務所及び営業所の名称・位置
2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数
3. 自動車車庫の位置及び収容能力
4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置・収容能力
5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理
6. 届出事項(役員、特定貨物の荷主の名称等)＜本社＞
7. 白トラ利用
8. 名義貸し、事業の貸渡し等

認可(届出)通りの業務運営？



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

1. 主たる事務所及び営業所の名称・位置

□主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更は有りませんか

- (1) 名称変更はないか
- (2) 区画変更等による地番変更はないか
- (3) 移転していないか
- (4) 無認可営業所はないか

■変更があった場合は事業計画変更認可申請書(変更届)【別紙P1～P6】を提出する



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数

□営業所に配置する事業用自動車は届出車両の種別とその数が一致していますか

(1) 配置する車両の種別と数は届出内容と一致しているか

(2) 自社の営業所間において配置車両を移動させ使用していないか

但し、弾力化の例外有り【別紙P7～P8】

(3) 他社の車両が含まれていないか

■現在の配置車両に合わせた事業計画変更事前届出書【別紙P1～P6】を提出する

◎例えば、ディーラー、行政書士等の外部に申請提出を依頼する場合に、届出書の写しが当該営業所に保存されていないケースも見受けられます。保有台数確認が出来ませんので、この場合、必ず、営業所での保存をお願いします。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

3. 自動車車庫の位置及び収容能力

□自動車車庫の位置及び収容能力に変更はありませんか

- (1) 新規車庫地を購入・賃借し、認可申請せず使用していないか
- (2) プレハブ等の容易に移動できないものが置かれていること等により収容能力が減っていないか
- (3) 区画整理等による地番変更はないか

■変更があった場合は事業計画変更認可申請書【別紙P1～P6】を提出する

◎法令上、認可車庫以外(例えば、配送先、自宅への持ち帰り等)への駐車は運行途中を除き認められませんので注意下さい。

入出庫(データ)は認可車庫になっていますか。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置・収容能力

□乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力に変更はありませんか

(1) 休憩・睡眠施設を移動していないか

(2) 施設内に容易に移動できないものが置かれていて収容能力が変わっていないか

(3) 区画整理等による地番変更はないか

■変更があった場合は事業計画変更認可申請書【別紙P1～P6】を提出する

◎届出した後、時間の経過と共に実態が伴わないケース(場所が違う、物が置いて使用出来ない、そもそも存在しない等)が見られます。必要に応じて、実態に合わせた変更の検討をお願いします。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理

□休憩、睡眠施設はいつでも有効に使用できるよう保守、管理されていますか

(1) 休憩施設は、物やゴミ・ほこりが散乱していないか

(2) 睡眠施設は、寝具にカビや汚れはないか

(3) 目的以外の使用はないか

■乗務員が常に利用できる状態を維持する

◎(実際に現地を確認すると)書庫、倉庫代わりに使用されている等、使用実態に無いケースも有ります。整理整頓のうえ、必要に応じ変更の検討をお願いします。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

6. 届出事項(役員、特定貨物の荷主の名称等)＜本社＞

□役員等に変更はありませんか

(1) 役員改選があったか

(2) 特定事業者に係る運送の需要者の名称等に変更はないか

■変更があった場合は変更届【別紙P1～P6】を提出する

◎役員の変更届出について

- ◆代表権を有する役員(代表取締役)は届出事由が発生した後、遅滞なく提出
- ◆代表権を有しない役員に変更があった場合は毎年7月31日迄に提出



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

I. 事業計画関係

7. 白トラ利用

□有償で自家用自動車を利用し貨物の運送を行っておりませんか

(1)通達で定める以外の自家用自動車を利用しての営業行為は行っていないか

■自家用自動車での営業行為は即時停止する

8. 名義貸し、事業の貸渡し等

□無許可の者に対し、当該事業者の名義貸し、事業の貸渡しを行っていませんか

(1)当該営業所以外の運転者がいないか

(2)配置車両は当該事業者が所有者又は使用者で、定期点検整備等の車両管理が適切に行われているか

■名義貸し、貸渡しは違反行為である事から即時停止する



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告関係

- 9. 事故の記録・保存
- 10. 自動車事故報告書の提出
- 11. 運転者台帳の記入・保存
- 12. 車両台帳の整備・記入
- 13. 事業報告書及び事業実績報告書の提出＜本社提出＞



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

9. 事故の記録・保存

□事故記録簿が備え付けられ保存されていますか

- (1) 事業用自動車に係る事故の発生の有無
- (2) 事故の記録が保存されているか
- (3) 当該事故発生後30日以内に作成しているか

■事故記録簿を作成・保存するとともに再発防止の教育資料として活用する

◎事故記録の必要事項(再確認)

- ①乗務員の氏名、②登録番号、③発生日時、④発生場所、⑤事故の当事者の氏名、⑥事故の概要、⑦事故の原因、⑧再発防止対策



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

10. 自動車事故報告書の提出

□自動車事故報告規則第2条に規定する事故の報告書を提出していますか

(1) 事業用自動車に係る事故の発生の有無

(2) 事故報告書は事故発生日より30日以内に提出されているか

(3) 速報事案の場合、24時間以内に管轄運輸局等に速報したか

■該当事故があった場合は事故報告書を提出し、地方運輸局の受付印のあるものを3年間保存する

◎例えば、車両故障により運行が中断した後、JAF等、乗務員以外の者の修理等により運行を再開出来た場合でも、「自動車の装置の故障により、自動車の運行が出来なかったもの」に該当するため、事故報告書の提出は必要です。



公益社団法人

岩手県トラック協会

速報(24時間以内)と事故報告書(30日以内)の区分は再度確認！

速報に該当する事故	バス	タクシー	トラック
乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故	○	○	—
乗客、乗員、歩行者その他を問わず2名以上の死者を生じた事故	—	—	○
乗客に1名以上の重傷者を生じた事故	○	○	—
乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故	○	○	○
乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者を生じた事故	○	○	○
酒気帯び運転行為※	○	—	—
酒気帯び運転を伴う事故	○	○	○
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触した事故	○	○	—
自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両等と衝突し、若しくは接触した事故によって、自動車に積載された危険物等が全部若しくは一部が飛散、又は漏洩した事故	—	—	○
自然災害に起因する可能性のある事故※	○	○	○
その他社会的影響が大きいと認める事故※ (例：事故に関して報道機関による報道があったとき、又は取材を受けたとき)	○	○	○

注) ※印は、自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアルによる速報対象を示す。

○速報の期限

人身・物損以外の事故は要注意！⇒

事故の発生から、**24時間以内**に、できる限り速やかに！

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

30日以内

- ①-(1)転覆事故
自動車が道路上において35度以上傾斜したとき
- ①-(2)転落事故
自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき
- ② 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ③ 死傷事故
死者又は重傷者を生じたもの(14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のも、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等)
- ①-(3)火災事故
自動車又は積載物が火災を起こしたとき
- ①-(4)接触事故
鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- ④ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ⑤ 積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの
 - 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化水素酸塩類等)
 - 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス(常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
 - 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
- ⑥ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- ⑧ 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- ⑨ 救護義務違反があったもの
- ⑩ 車両故障に起因して運行ができなくなったもの(自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により自動車の運行ができなくなったもの)
- ⑪ 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
- ⑫ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑬ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止するために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

11. 運転者台帳の記入・保存

□選任運転者全員の運転者台帳が備え付けられ、安全規則第9条の5に定められている項目が適切に記載され、保存していますか

(1) 運転者台帳が整備され、保存されているか

(2) 運転者台帳を未作成のまま事業用自動車に乗務させていないか

(3) 退職した運転者の台帳は別管理をしているか、又、3年間保存しているか

■一人でも備え付けられていない場合は、早急に作成し備え付けること

◎例え、短時間(短期間)でも営業車両に乗務する可能性のある方については運転者台帳を作成して営業所内に備え付けておかなければ乗務出来ません。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

11. 運転者台帳の記入・保存

◎安全規則第9条の5に定められている9項目(再確認)

①作成番号及び作成年月日

②事業者の氏名又は名称

③運転者の氏名、生年月日及び住所

④雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

⑤※運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の種類並びに条件

⑥事故を起こした場合又は違反通知を受けた場合の記載

⑦健康診断の受診結果の写しの貼付

⑧特別指導・適性診断受診状況

⑨※運転者の写真(※⑤⑨は運転免許証貼付で代用可)

⑥～⑧別保存可



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

12. 車両台帳の整備・記入

□車両台帳に必要事項が適切に記載され、備え付けられていますか

- (1) 営業所に配置する車両の台帳が備え付けられているか
- (2) 自動車検査証の有効期限が切れていないか
- (3) 自動車検査証の記載事項に変更はないか

■車検有効期限切れ、増減車等があった場合は最新の車両台帳を作成し整備すること

■自動車検査証の記載事項について変更がある場合は変更を行うこと
(例: 使用者の移転等による使用の本拠の住所変更等)



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

12. 車両台帳の整備・記入

□車両台帳に必要事項が適切に記載され、備え付けられていますか

◎車両台帳に記載必要な12項目(再確認)

①自動車番号、②初年度登録年月、③型式、④車名、⑤車台番号、⑥自動車の種別、⑦最大積載量、⑧車両総重量、⑨自動車検査証の有効期限、⑩Nox PM法使用車種規制に係る事項、⑪基準緩和車両に係る事項、⑫自賠責保険に係る事項

※「自動車検査証(自動車検査証記録事項)の写し」と「自賠責保険証書の写し」を以って車両台帳に置き換える事が出来ます。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅱ. 帳票類の整備・報告等

13. 「事業報告書」及び「事業実績報告書」の提出(本社)

□「事業報告書」及び「事業実績報告書」を管轄運輸支局長等に提出していますか

(1)「事業報告書」は毎事業年度(企業の決算日)の経過後、100日以内に提出されているか

(2)「事業実績報告書」は毎年4月1日から3月31日までの1年間の実績を毎年7月10日までに提出しているか

■期限内に提出されていない場合は早急に提出すること

※認可申請においては、提出していない場合は申請を受理されない

■写しは地方運輸支局の受領印のあるものを保存する(5年間保存)

◎「事業実績報告書」については、決算日に関わらず7月10日までの提出必要



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

- 14. 運行管理規程の制定
- 15. 運行管理者の選任・届出
- 16. 運行管理者の講習
- 17. 事業計画に伴い、必要な運転者の確保
- 18. 過労防止に配慮した勤務時間・乗務時間等の管理【ワースト3】
- 19. 過積載による運行を行っていないか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

14. 運行管理規程の制定

□運行管理規程が適正に定められていますか

- (1) 法改正等の内容が反映されているか
- (2) 複数の運行管理者を選任する営業所において統括運行管理者に係る組織職務及び選任方法等に関する規定が明記されているか
- (3) 補助者を選任する営業所は補助者に係る選任方法及び職務並びに遵守事項が明記されているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

14. 運行管理規程の制定

□運行管理規程が適正に定められていますか

(4) IT点呼・遠隔点呼・業務前点呼・業務後自動点呼及び受委託点呼等の実施に係る規定が明記されているか

(5) 営業所間における運転者及び車両移動の弾力化について明記されているか

■法改正等の内容を盛り込んだ運行管理規程を制定し保存する

◎運行管理規程は岩ト協ホームページに参考資料を掲載しております。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

(参考) 岩ト協ホームページ



岩手県トラック協会 TOP 岩ト協について 会員の皆様へ リクルート テレビCM 助成制度 表彰制度 災害ハザードマップ

岩手県貨物自動車運送適正化実施機関

TOP / 岩手県貨物自動車運送適正化実施機関

★巡回指導の際に、「選任運転者一覧」及び「車両一覧」の作成をお願いしております。

巡回指導を効率的に進めさせていただくため、事前に巡回通知書等とあわせて郵送しております。巡回当日までにご記入いただき、適正化指導員にお渡しください。また、エクセル版の様式を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。

■「選任運転者一覧」「車両一覧」の提出（エクセル）※各シート毎に分かれております。

下にスクロール

運行・整備管理規定

■運行管理規程（R3.3.31改正） Word PDF

※IT点呼用（R3.3.31改正） Word PDF

※遠隔点呼（R5.6.1改正） Word PDF

■整備管理規定（R5.10.1改正） Word PDF

公益社団法人
IWATE TRUCKING ASSOCIATION
岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

15. 運行管理者の選任・届出

□運行管理者証を有する者のうちから、車両数に応じて必要となる員数の運行管理者を選任して届出をしていますか

- (1) 選任及び解任した場合は選任(解任)されてから遅滞なく(遅くとも1週間以内)届出をしているか
- (2) 運行管理者資格者証を有している者を選任しているか
- (3) 複数の運行管理者を選任する営業所で統括運行管理者が選任されているか
- (4) 補助者を選任する営業所で補助者としての資格要件が満たされているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

15. 運行管理者の選任・届出

□運行管理者証を有する者のうちから、車両数に応じて必要となる員数の運行管理者を選任して届出をしていますか

■運行管理の資格者証を有した者を選任し運輸支局に届出を行い、受理印のある選任(解任)届出書を保存する

■選任されている運行管理者が全くいない場合は運輸支局への「速報」となります

◎運行管理補助者の選任要件(再確認)

◆運行管理資格者証を取得している者

◆運行管理者の基礎講習を受講している者



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

16. 運行管理者の講習

□選任されている運行管理者が告示に定める時間に国土交通大臣が認定する講習を受講していますか

- (1) 選任された運行管理者は受講した日の属する年度から2年に1回受講しているか
- (2) 「新たに選任された運行管理者」は選任届出をした日の属する年度内に受講しているか

■該当する年度に受講していない場合は翌年の早い時期に受講すること



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

16. 運行管理者の講習

□選任されている運行管理者が告示に定める時間に国土交通大臣が認定する講習を受講していますか

- ◎死亡・重傷事故又は行政処分に係る営業所において選任されている運行管理者は国土交通大臣が認定する講習を受講していますか
- ◆特別講習の通知があった営業所の統括運行監理者(責任管理者)は国土交通省が認定する講習を受講しなければならない、又、特別講習の他に一般講習を2年連続して受講しなければならない。
 - ◆当該営業所の運行管理者は基礎講習又は一般講習を事故があった日の属する年度から2年連続して受講しなければならない。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

17. 事業計画に従い、必要な運転者の確保

□常時選任運転者の中に選任してはならない運転者はいませんか

- (1)「日々雇い入れの者」「2か月以内の期間の臨時の者」「14日以下の試用期間の者」を常時選任運転者として選任していないか
- (2)出向運転者を活用している場合は「出向契約書」を締結しているか
- (3)派遣社員を活用している場合は「派遣契約書」を締結しているか
- (4)短時間運転者を活用している場合は「労働条件通知書」を締結しているか
- (5)季節等、一定の期間を定めて雇用する運転者を活用している場合は「2か月を超える期間契約」を締結しているか

■業務に必要な運転者を確保する



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

18. 過労防止に配慮した勤務時間・乗務時間等の管理【ワースト3】

□勤務、運行実態が改善基準告示に抵触しない勤務になっていますか

- (1) 拘束時間は1日原則として13時間、最大で15時間(14時間超えは1週2回以内)を超えていないか
- (2) 休息期間は継続して9時間以上、又は1回3時間以上で合計10時間以上の休息を取っているか
- (3) 連続運転時間は4時間以上行っていないか
- (4) 1か月284時間、年間3,300時間を超過していないか
- (5) 運転時間は2日平均で1日当たり9時間が限度、又、2週平均で1週間当たり44時間が限度となっているが超過していないか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

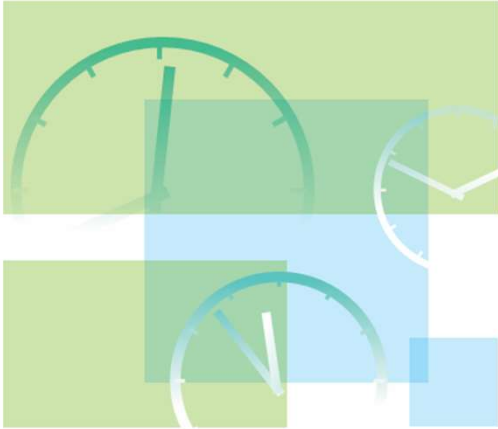
(参考)全ト協ホームページより

【別紙P9にも資料あり】

解説

トラック運転者の改善基準告示

—2024年4月適用—



 公益社団法人
全日本トラック協会

トラック運転者の改善基準告示の内容（一覧表）		
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300 時間以内 1か月 284 時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年 3,400 時間以内 1か月 310 時間以内（年6か月まで） ① 284 時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100 時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13 時間以内（上限 15 時間、14 時間超は週2回までが目安） 【例外】寄泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、16 時間まで延長可（週2回まで） ※1 1 週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が 450km 以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間がほほ地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息時間	連続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らない 【例外】寄泊を伴う長距離貨物運送の場合（※1）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9 時間を下回る場合は、運行終了後に継続 12 時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日 9 時間以内 2週平均1週 44 時間以内	
連続運転時間	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1 回のおおむね連続 10 分以上、合計 30 分以上） 10 分未満の運転の中断は、3 回以上連続しない 【例外】SA・PA 等に駐車できないことにより、やむを得ず4 時間を超える場合、4 時間 30 分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1 日の拘束時間、運転時間（2 日平均）、連続運転時間から除くことができる（※2、3） 勤務終了後、通常どりの休息期間（継続 11 時間以上を基本、9 時間を下回らない）を与える ※2 予期し得ない事象とは、次の事象をいう ・運転中に事象が生じている車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず車前フェリーが欠陥したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3 運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP 情報等）が必要	
特例	分割休息（継続9 時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・分割休息は1 回3 時間以上 ・一定期間（1 か月程度）における全勤務回数の2 分の1 が限度 ・休息期間の合計は、2 分割：10 時間以上、3 分割：12 時間以上 ・身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を 20 時間まで延長し、休息期間を4 時間まで短縮可	
	2人乗務（自動車運転者が同時に1 台の自動車に2 人以上乗務する場合） ・身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を 20 時間まで延長し、休息期間を4 時間まで短縮可 【例外】設備（車両内ベッド）が※4 の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を 24 時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続 11 時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、8 時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を 28 時間まで延長可 ※4 車両内ベッドが、長さ 198cm 以上、かつ、幅 80cm 以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務（業務の必要上やむを得ない場合） 2 番日の拘束時間は 21 時間、休息期間は 20 時間 【例外】仮眠施設で夜間4 時間以上の仮眠を与える場合、2 番日の拘束時間を 24 時間まで延長可（2 週間に3 回まで） 2 週間の拘束時間は 126 時間（21 時間×6 勤務）を超えることができない	
	フェリー ・フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2 分の1 を下回ってはならない） ・フェリー乗船時間が8 時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2 週間に1 回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

（注1）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）をいう。
（注2）本表は、令和4年厚生労働省令第367号による改正後の改善基準告示のほか、関連通達（令和4年基発1223第3号）の内容を含めて作成したもので、令和6年4月1日から適用される。

TRUCKING ASSOCIATION

全日本トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

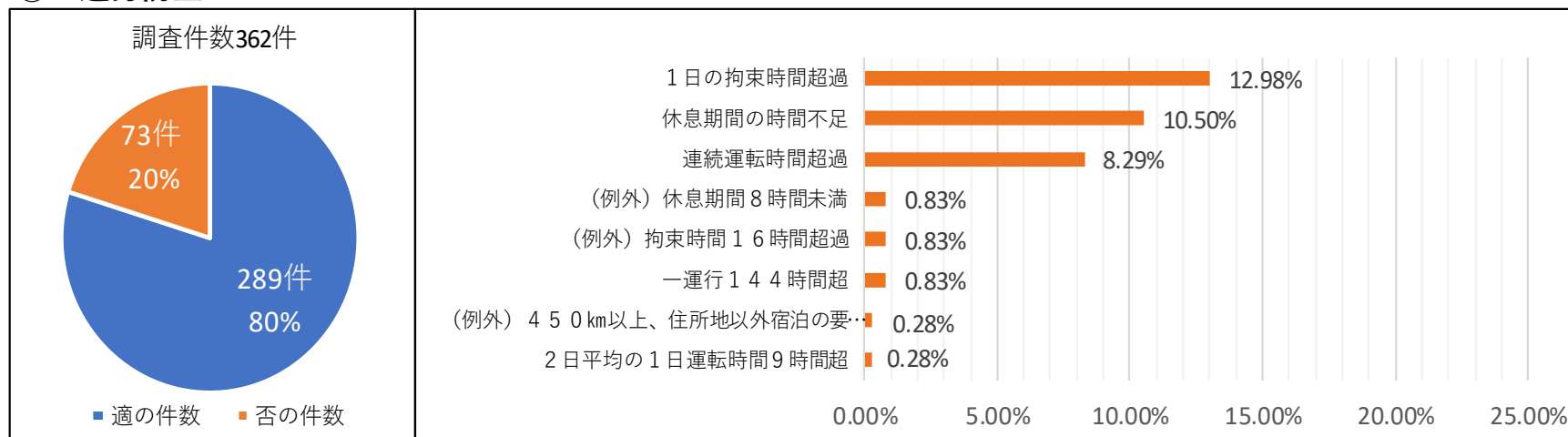
Ⅲ. 運行管理関係等

18. 過労防止に配慮した勤務時間・乗務時間等の管理

□勤務、運行実態が改善基準告示に抵触しない勤務になっていますか

□改善基準告示に違反しない運行等に改めること

③ 過労防止



(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

19. 過積載による運行を行っていないか

□車両の最大積載量を超える過積載運行をしていませんか

(1) 過積載になりやすい輸送品目(木材、コンクリート製品、コイル、鉄鋼、機械等)を輸送する場合は重量を把握し積載しているか

(2) 過積載運行を前提とした運行計画や過積載の指示を行っていないか

□最大積載量を超える積載は即時停止する

◎過積載運行を防止するため再確認をお願いします。

- ◆最大積載量(積載可能重量)の把握
- ◆お客様からのオーダー依頼時の依頼重量の把握
- ◆換算重量(比重計算)による依頼時の実重の把握



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

- 20. 点呼の実施及び記録・保存【ワースト4】
- 21. 運転日報の作成・保存
- 22. 運行記録計による記録及び保存・活用
- 23. 運行指示書の作成・指示・携行・保存【ワースト1】
- 24. 乗務員の安全確保等の指導・教育・記録の保存
- 25. 特定の運転者に対する特別な指導【ワースト2】
- 26. 特定の運転者に対する適性診断



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

20. 点呼の実施及び記録・保存【ワースト4】

☐ 点呼を確実に実施しその記録を保存していますか

- (1) 点呼の内容・結果・報告・指示等の記録項目を確実に実施しているか
- (2) 業務の開始又は終了が営業所の場合は対面で点呼を行っているか
- (3) 業務前、業務後の点呼がいずれも対面で行えない場合は、業務途中に電話等による**中間点呼**を行っているか
- (4) 点呼執行は選任された運行管理者等の資格要件を満たす者が確実に実施しているか
- (5) アルコール検知器が備え付けられ常時有効に保持しているか
(ALC検知器の点検記録)



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

20. 点呼の実施及び記録・保存

☐ 点呼を確実に実施しその記録を保存していますか

(6) 電話その他の方法で点呼を行う場合、運転者にアルコール検知器を携行させて報告を求めているか

(7) 運行管理者は点呼執行の1/3以上実施しているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

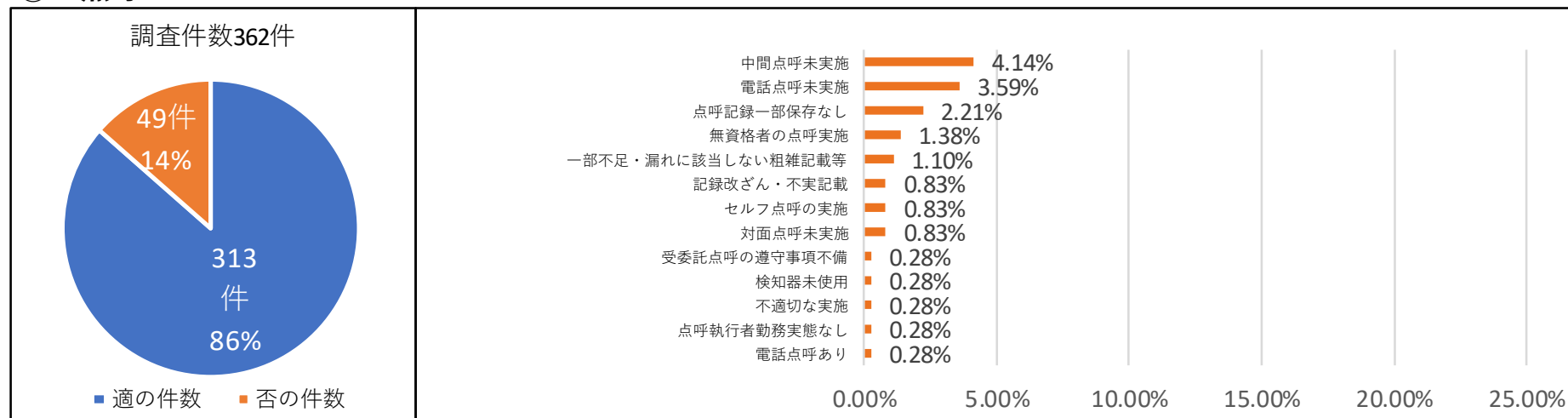
(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

20. 点呼の実施及び記録・保存

□点呼を確実に実施しその記録を保存していますか

④ 点呼

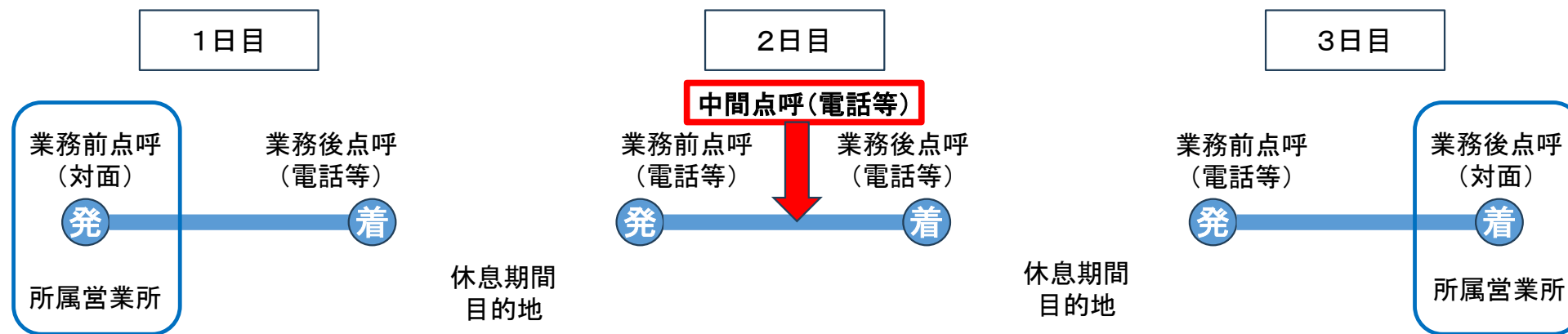


公益社団法人

岩手県トラック協会

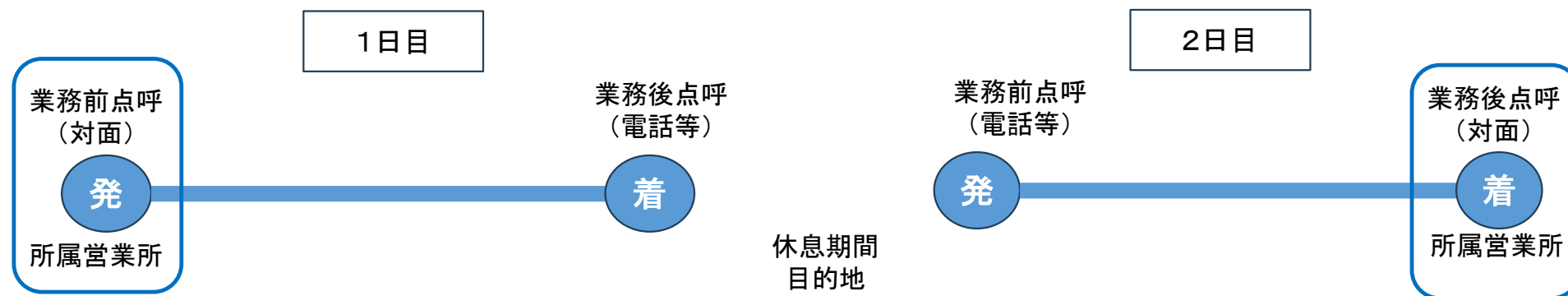
・中間点呼及び運行指示書について

図 中間点呼及び運行指示書の必要な運行



※中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

図 中間点呼及び運行指示書の必要がない運行



※業務前又は後の点呼が対面により行う乗務の場合は、中間点呼の実施義務はない。

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

20. 点呼の実施及び記録・保存

☐ 点呼を確実に実施しその記録を保存していますか

☐ 安全規則第7条に定められた点呼(対面・電話等)を確実に実施し、点呼記録簿に各々必要事項を漏れなく記載する

☐ IT点呼・遠隔地点呼等、対面及び電話点呼以外の点呼を実施する場合は、点呼記録簿の点呼方法欄に追記して記録すること

☐ 点呼を全く行っていない場合は運輸支局への「速報」となります



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

20. 点呼の実施及び記録・保存

業務前点呼	中間点呼	業務後点呼
・点呼執行者名 ・運転者名 ・登録番号又は識別番号 ・点呼日時 ・アルコール検知器使用の有無 ・酒気帯びの有無 ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ・日常点検の状況 ・指示事項 ・その他必要な事項	・点呼執行者名 ・運転者名 ・登録番号又は識別番号 ・点呼日時 ・アルコール検知器使用の有無 ・酒気帯びの有無 ・運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況 ・指示事項 ・その他必要な事項	・点呼執行者名 ・運転者名 ・登録番号又は識別番号 ・点呼日時 ・アルコール検知器使用の有無 ・酒気帯びの有無 ・自動車、道路及び運行の状況 ・交替運転者に対する通告 ・その他必要な事項

必要項目

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

21. 運転日報の作成・保存

☐安全規則第8条に定められた業務等を記録して保存していますか

(1)安全規則第8条に定められた記載項目が全て記載されているか

(2)1年分保存しているか

(3)記録の改ざんはないか

(4)運行記録計との整合性はあるか

☐運転日報は運行実態にあわせ運転者が作成し、運行管理者等が確認する

◎令和7年4月1日より、荷役時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録業務の対象が、全車両に拡大されました。【別紙P10～P11】



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

21. 運転日報の作成・保存

□安全規則第8条に定められた業務等を記録して保存していますか

◎安全規則第8条に定められた業務等

- ①運転者の氏名、②車両の登録番号、③乗務開始と終了日時、乗務開始地点と終了地点、主な経過地点と走行距離、④運転交替時の地点と距離
- ⑤休憩、睡眠時の地点と日時、⑥貨物積載状況(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上の事業用自動車、⑦荷待時間や荷役作業・附帯業務内容
- ⑧事故や著しい運行の遅延、異常状態発生時の概要と原因、⑨その他



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

22. 運行記録計による記録及び保存・活用

□営業所に配置する安全規則第9条に定められた事業用自動車すべてに運行記録計が装着され、保存及び活用を行っていますか

(1) 装着義務のある車両の全てに運行記録計が装着され、タコチャート等には所定の内容が適切に記載されているか

(2) タコチャート等の記録に連続運転、速度超過等があった場合は運行管理者等が運転者への指導(過労防止、事故防止)に活用し、記録しているか

■装着対象車両に1台でも未装着があった場合は、当該車両の運行を直ちに停止し、運行記録計及び運行記録紙を装着した後、運行させる

◎車両総重量7トン以上又は最大積載量4トン以上の事業用トラックに装着義務



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

22. 運行記録計による記録及び保存・活用

□営業所に配置する安全規則第9条に定められた事業用自動車すべてに運行記録計が装着され、保存及び活用を行っていますか

◎運行終了後の点呼時等において、連続運転、速度超過等があった場合には指導を行い、タコチャート等又は乗務等の記録(運転日報)への記録もお願いします。

※義務車両の運行記録計が故障してしまった場合は、修理が完了するまで車両の使用は出来ないので注意！！



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

23. 運行指示書の作成・指示・携行・保存【ワースト1】

□運行指示書の必要な業務に対し、必要事項を記載した指示書を作成し、指示携行・保存をしていますか

- (1) 業務前、業務後の点呼がいずれも対面でできない業務(2泊3日以上)又は分割休息のある場合は、その業務ごとに運行指示書を作成しているか
- (2) 運行指示書は改善基準告示に沿った内容で、運行管理者が作成し、運転者に指示・携行させているか
- (3) 運行の途中において内容が変更される場合、運行管理者が的確に運転者に伝達し、その内容が記載されたものを保存しているか
- (4) 運行指示書及びその写し(正・副)を1年間保存しているか



公益社団法人

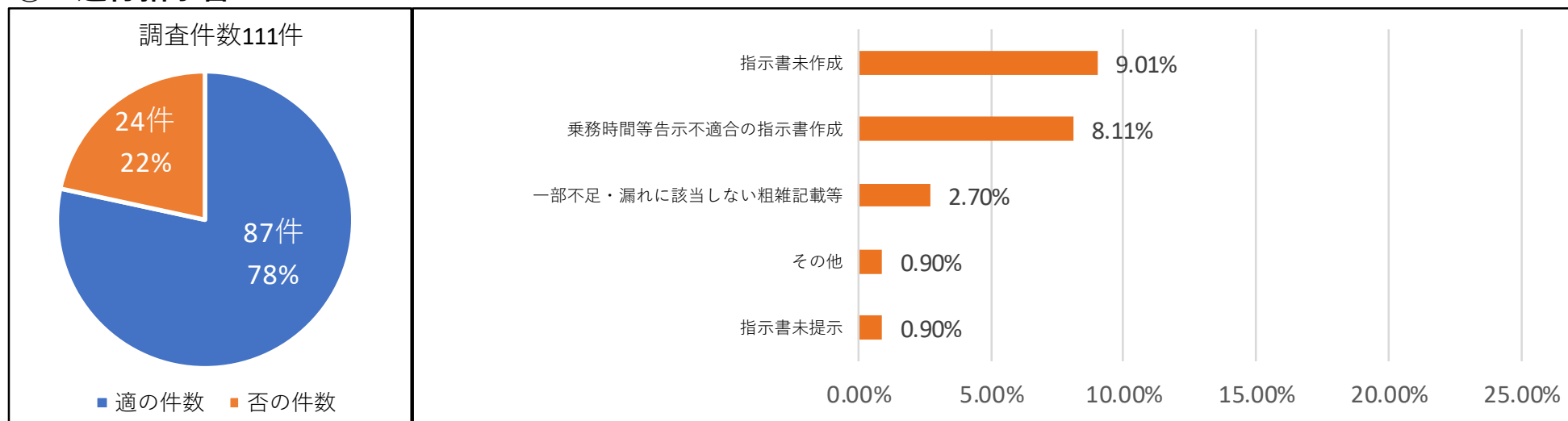
岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

23. 運行指示書の作成・指示・携行・保存

① 運行指示書



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

23. 運行指示書の作成・指示・携行・保存

◎運行指示書の内容(再確認)

- ◆ 運行の開始及び終了の地点及び日時
- ◆ 乗務員の氏名
- ◆ 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ◆ 運行に際して注意を要する箇所の位置
- ◆ 乗務員の休憩地点及び休憩時間
- ◆ 乗務員の運転又は業務の交替の地点(運転又は業務の交替がある場合)
- ◆ その他運行の安全を確保するために必要な事項

※運行途中で変更の場合は乗務員への変更指示が必要となります。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

23. 運行指示書の作成・指示・携行・保存

- 該当運行の指示書が作成されていない場合は作成するよう改善する
- 分割休息の運行は予め運行指示書で指示を行う事
(結果分割休息は認めない)

◎ 運行指示書の運用に当たっては下記再確認をお願いします。

- ◆ 違反(不適合)の指示をしていないか(1日の拘束時間超過の指示等)
- ◆ 正副2通を作成保存しているか
- ◆ 変更があった場合の変更指示は出来ているか
- ◆ 点呼執行(タイミング・回数)は適切か



公益社団法人

岩手県トラック協会

会社名		運行指示書(正)										年 月 日 ()		
支店 営業所		運転者		始業時間	時 :	分	終業時間	時 :	分	車 種	継続運行管理者	運行管理者	補助者	
		運転者			時 :	分		時 :	分	車 号				
										走行メーター		走行杆		
										開始		終了		

運行計画 運行開始及び終了地点、主な経路 交替地点など運行計画		運行の安全を確保するために必要な事項																									
1日目 (/)	計画指示																										
	変更																										
2日目 (/)	計画指示																										
	変更																										
3日目 (/)	計画指示																										
	変更																										

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

24. 乗務員の安全確保等の指導・教育・記録の保存

□指導監督の指針(告示1366号)の内容を全乗務員に対して適切・確実に実施し
その記録を保存していますか

- (1) 告示の指導12項目を1年間に所属する全従業員に対して実施し、その記録
(日時、場所、内容、実施者、受講者等)を3年間保存しているか
- (2) 指導の回数や時間は事業所の実態に合わせ適切・有効に行い、欠席者には
後日フォローした記録日時も追記しているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

24. 乗務員の安全確保等の指導・教育・記録の保存

□指導監督の指針(告示1366号)の内容を全乗務員に対して適切・確実に実施し
その記録を保存していますか

■全員に対して1年間で12項目を実施していない場合は追加実施する

◎年間教育実施の留意事項

- ◆全員に漏れなく実施(欠席者へのフォロー、参加者は署名が望ましい)
- ◆全項目を漏れなく実施
- ◆欠席者も含めた記録(日時、場所、内容、実施者、受講者等)の保存
- ◆受講者の実施時間の整合性(関係書類と確認)
- ◆実施者の実施時間の整合性(関係書類と確認)



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

25. 特定の運転者に対する特別な指導【ワースト2】【別紙P12～P14】

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、特別な指導を実施し、その記録を保存していますか

また、初任運転者の場合は事故歴の確認(運転記録証明書等取得が必要)

- (1)乗務員として新規採用した場合、運転記録証明書等の取得を行い、雇い入れる前の事故歴を把握し事故惹起運転者に該当するか否かを確認しているか
- (2)死者又は重傷事故を引き起こした者は再乗務する前に事故惹起者の指導を実施し、記録を保存(所定項目の6時間以上)しているか
- (3)高齢運転者は適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

25. 特定の運転者に対する特別な指導

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、特別な指導を実施し、その記録を保存していますか

また、初任運転者の場合は事故歴の確認(運転記録証明書等取得が必要)

(4)乗務員として新規採用した者は初任運転者指導(所定の座学15時間以上運転実技に関して20時間以上)を実施し、実施記録を保存しているか
(乗務開始前3年間に事業用自動車の選任(乗務)経験があれば省略可)



公益社団法人

岩手県トラック協会 60

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

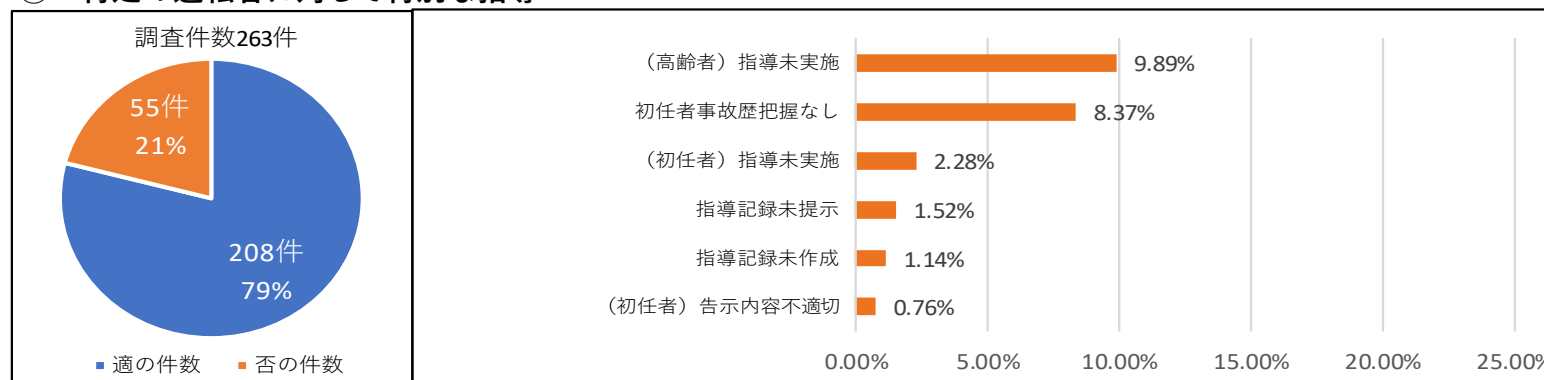
25. 特定の運転者に対する特別な指導

□ 特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、特別な指導を実施し、その記録を保存していますか

また、初任運転者の場合は事故歴の確認(運転記録証明書等取得が必要)

■ 該当する乗務員が1人でも未実施の場合は速やかに実施し、記録を保存

② 特定の運転者に対して特別な指導



(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

25. 特定の運転者に対する特別な指導

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、特別な指導を実施し、その記録を保存していますか
また、初任運転者の場合は事故歴の確認(運転記録証明書等取得が必要)

◎特別な指導の実施にあたっては下記留意下さい。

- ◆乗務員として新規採用した場合、先ずは、運転記録証明書等の取得を行います。⇒雇入れる前の事故歴を把握(事故惹起運転者に該当するか否か確認)します。
- ◆初任運転者が高齢運転者に該当する場合には、初任運転者への指導と同時に高齢者への指導【別紙P12～P14】も必要となります。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

26. 特定の運転者に対する適性診断

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、**適性診断を受けさせていますか**

(1)事故惹起運転者は当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に、事故惹起運転者の区分ごとに特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの適性診断を受診しているか

(2)**高齢運転者は65歳に達した日から1年以内に適齢診断を受診しているか
更に、継続雇用の場合は3年以内ごとに適齢診断を受診させているか**



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

26. 特定の運転者に対する適性診断

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、**適性診断を受けさせていますか**

(3)乗務員として新規採用した者は乗務開始前に初任診断を受診させてから選任しているか

(**乗務開始前3年間に受診した受診票の記録があれば省略可能**)

■**該当する適性診断を受けていない場合は速やかに受診、計画を行う**



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

26. 特定の運転者に対する適性診断

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、**適性診断を受けさせていますか**

◎適性診断の受診要領(1)

- ◆新規採用者が特定・適齢・初任のいずれにも該当する場合は特定(I・II)の適性診断を受診(適齢及び初任診断を受診したものと見なします)
- ◆**新規採用者が適齢・初任に該当する場合は適齢診断を受診**(初任診断を受診しなくても良いが、この場合、適齢診断の受診時期は新規採用者と同じく乗務開始前に受診すること)



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅲ. 運行管理関係等

26. 特定の運転者に対する適性診断

□特定運転者(事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者)に該当する運転者に対し、**適性診断を受けさせていますか**

◎適性診断の受診要領(2)

- ◆適齢診断は65歳に達した日以降1年以内に1回受診させ、その後、3年以内ごとに1回受診させる
- ◆新規採用者が、特定、適齢以外は初任診断を受診



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 車両管理等

- 27. 整備管理規程の制定
- 28. 整備管理者の選任・届出
- 29. 整備管理者の研修【ワースト5】
- 30. 日常点検の実施・記録
- 31. 定期点検整備記録簿の保存



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

27. 整備管理規程の制定

□職務権限が明確にされた整備管理規程が制定され、備え付けられていますか

(1) 法改正等があった場合、その内容が整備管理規定に明記されているか

※直近の法改正：大型車の車輪脱落事故防止措置が加わっております

(2) 補助者を選任する営業所においては、補助者に係る選任方法及び職務並びに、遵守事項が明記されているか

■上記内容を反映した整備管理規程を作成し、備え付ける

◎整備管理規程は岩ト協ホームページに参考資料を掲載しております。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

28. 整備管理者の選任・届出

□自動車の種類、乗車定員、使用車両数に応じて使用の本拠ごとに整備管理者を選任し、管轄する運輸支局に届出していますか

ただし、配置車両5両未満の事業所においては選任義務はありませんが、乗車定員11人以上のバス型霊柩車が1両でもある場合は選任しなければなりません

(1) 選任届、変更届は選任の日から15日以内に届出しているか

(2) 自企業以外の者を整備管理者として選任していないか(原則として禁止)

■整備管理者(選任・変更・廃止)届出書は地方運輸支局の受付印のあるものを備え付ける

■選任されている整備管理者が全くいない場合は、運輸支局への「速報」となります



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

28. 整備管理者の選任・届出

◎整備管理者の資格要件(再確認)

- ◆整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して2年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う選任前研修を修了した者
- ◆自動車整備士技能検定規則の規定による1級、2級又は3級の自動車整備士技能検定に合格した者
- ◆前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

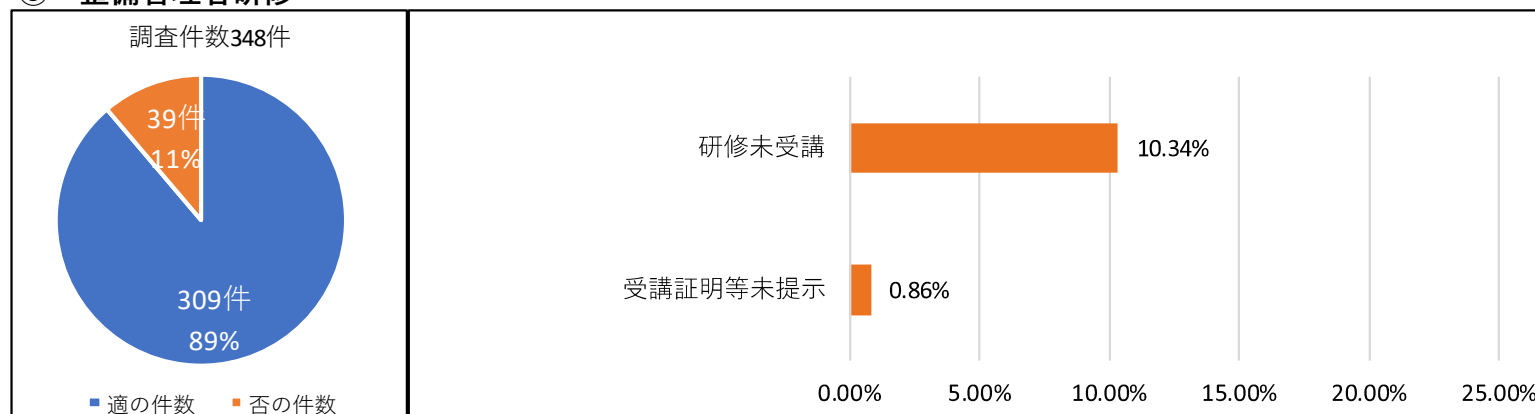
29. 整備管理者の研修【ワースト5】

□選任された整備管理者が、地方運輸支局が行う選任後の研修を受講していますか

(1)最後に受講した日の属する年度の翌々年度の末日までに受講しているか

(2)新たに選任された整備管理者は選任された日の属する年度の翌年度の末日までに受講しているか

⑤ 整備管理者研修



(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

29. 整備管理者の研修

- 選任された整備管理者が、地方運輸支局が行う選任後の研修を受講していますか
- 該当する年度に受講していない場合は翌年の早い時期に受講すること



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

30. 日常点検の実施・記録

□道路運送車両法第47条及び日常点検基準に基づく点検整備を運転者が実施し
選任された整備管理者又は整備管理補助者が運行の「可否」決定を行った記録
を保存していますか

(1) 所属する車両に乗務した場合にあっては、1日に1回、運行前に点検を実施
しているか

(2) 日常点検の実施結果に基づき、整備管理者又は資格を有する補助者が、運行
可否の決定を行っているか

■未実施又は項目不足等の場合は見直しを図り、即実施し、記録を保存する



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

30. 日常点検の実施・記録

□道路運送車両法第47条及び日常点検基準に基づく点検整備を運転者が実施し
選任された整備管理者又は整備管理補助者が運行の「可否」決定を行った記録
を保存していますか

◎日常点検(表)で確認が必要な内容

- ◆無資格者(運行管理者、運行管理補助者)が可否決定を実施している
- ◆始業前の実施と疑われるケース(いつ日常点検を行った?)

例) 始業8:00

点呼8:05

出庫8:08



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

31. 定期点検整備記録簿の保存

□車両法第48条、49条及び安全規則第3条の2、第3条の3に基づく法定点検整備を実施し、その記録を車両及び営業所に備え付けしていますか

(1) 所属する車両ごとに3・3・3・12か月の点検整備を実施し、記録簿を1年間保存しているか

(2) 分解整備を伴う3か月点検は認証工場及び指定工場で実施しているか

■ 3か月点検を未実施の場合は速やかに実施する

■ 定期点検整備を全く行っていない場合は直ちに運輸支局へ「速報」となります



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

IV. 整備管理関係等

31. 定期点検整備記録簿の保存

□車両法第48条、49条及び安全規則第3条の2、第3条の3に基づく法定点検整備を実施し、その記録を車両及び営業所に備え付けしていますか

◎定期点検で確認が必要な内容(再確認)

- ◆定期点検整備実施計画を作成しているか
- ◆12か月点検以降、3か月点検が3回実施されているか
- ◆点検整備記録簿の写しが事務所に1年間保存されているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係等

- 32. 就業規則の制定・届出
- 33. 36協定の締結・届出
- 34. 労働時間、休日労働の違法性
- 35. 健康診断の実施・記録・保存



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

32. 就業規則の制定・届出

□法改正等の内容が反映された就業規則を制定し、管轄監督署に届出していますか

(1) 従業員が常時10名以上の営業所は営業所ごとに届出を行っているか

(2) 就業規則について、本社と各営業所の内容が同一であれば、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届出も可能ですが、当該営業所が該当した届出となっているか(届出事業場一覧表等の挿入)

※営業所名が入った届出書の写しを営業所に備え付けておく

■届出が必要な営業所にあっては管轄監督署の受付印のある届出を備え付ける



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

32. 就業規則の制定・届出

☐ 法改正等の内容が反映された就業規則を制定し、管轄監督署に届出していますか

◎ 法改正の内容の確認をお願いします。

- ◆ 有給取得(5日/年)の規定は制定(届出)されていますか
- ◆ 改正された改善基準告示の内容に変更されていますか
(例)未だに年間総拘束時間が3,516時間/年のまま・・・)



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

33. 36協定の締結・届出

□時間外労働や休日出勤が全く発生しない場合を除き、従業員数にかかわらず
営業所ごとに締結し、管轄監督署に届出していますか

(1)協定期間前に届出され、期限切れとなっていないか

(2)36協定について、本社と各営業所の内容が同一であれば、本社を管轄している労働基準監督署に一括して届出も可能ですが、当該営業所が該当した届出となっているか(届出事業場一覧表等の挿入)

※営業所名が入った届出書の写しを営業所に備え付けておく



公益社団法人

岩手県トラック協会 80

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

33. 36協定の締結・届出

□(時間外労働や休日出勤が全く発生しない場合を除き、従業員数にかかわらず
営業所ごとに締結し、管轄監督署に届出していますか

■未締結又は有効期限切れの場合は速やかに届出を行い、管轄監督署の受付印
のある届出を備え付ける

◎協定は届出日より前の期間は無効(時間外、休日出勤不可)となります。
必ず適用開始日よりも前に提出して下さい。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

34. 労働時間、休日労働の違法性

□労働時間、休日労働、連続出勤等に違法性はありませんか

(1)出勤体制を整備し、労働時間、休憩時間、休日取得等、適正に実施しているか

(2)2週間連続の勤務となっていないですか(休日労働は2週間に1回が限度)

■違法性があつた場合は即日改善を行う

◎労働時間管理については各帳票との整合性も確認下さい。

- ◆休憩時間が無い、或いは、不足(6時間超45分、8時間超60分以上)
- ◆休憩時間が退勤前一括(法令上、勤務の途中付与が必要)
- ◆始業前(終業後)に点呼執行
- ◆休日(終業時間後)に教育実施 等



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

35. 健康診断の実施・記録・保存【別紙P15～P16】

☐ 全従業員に対して健康診断を受診させ、診断記録は5年間保存されていますか

- (1) 新規採用の運転手は雇入れ時の健康診断を受診しているか
- (2) 常時使用する従業員は最低1年以内ごとに定期健康診断を受診をしているか
- (3) 特定業務(深夜業務:22時00分から5時00分)に従事する者は6か月ごとに特定従事者検診を受診しているか



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

V. 労基法関係

35. 健康診断の実施・記録・保存

- 全従業員に対して健康診断を受診させ、診断記録は5年間保存されていますか
- 未受診者が1人でもいる場合は速やかに受診または計画する

◎健康診断については以下についても留意下さい。

- ◆ 雇入時の健康診断については、医師による健康診断を実施して3か月を経過しない場合は、その結果を証明する書面を提出すれば代用可能です。
- ◆ 特定業務従事者の健康診断については、目安として、概ね、検診日前の6か月を平均して4日/月以上の場合には受診が必要とされていますが健康管理の観点から、日数に関わらず受診検討をお願いします。
- ◆ 健康診断実施後には、結果に対する医師による意見聴取が必要です。



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

VI. 法定福利

36. 労災保険・雇用保険の加入

37. 健康保険・厚生年金保険の加入



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

VI. 法定福利関係

36. 労災保険・雇用保険の加入

□加入対象者は全員加入していますか

- (1) 労災保険は、原則、当該事業者(営業所)に属する労働者全てが加入対象となる事から、全員が加入しているか
- (2) 雇用保険は、原則、当該事業者(営業所)が適用事業所である場合、雇用される労働者は「法律で適用が除外されている者」を除き加入対象となる事から対象者全員が加入しているか
- (3) 労災保険及び雇用保険の概算保険料と確定保険料が適切に納付されているか

■対象者が1人でも未加入の場合は速やかに加入手続きを行う



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

VI. 法定福利関係

37. 健康保険・厚生年金保険の加入

□ 加入対象者は全員加入していますか

(1) 法人の事業所及び常時5名以上の従業員を使用する個人の事業所は強制適用事業所となり、当該事業者(営業所)の常時使用される全ての者が対象となる事から全員が加入しているか

(健康保険は75歳以上、厚生年金保険は70歳以上の者は対象外)

(2) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険)は適切に納付されているか

■ 対象者が1人でも未加入の場合は速やかに加入手続きを行う



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅶ. 運輸安全マネジメント

38. 運輸安全マネジメントの実施



公益社団法人

岩手県トラック協会

(2) 巡回指導項目と重要箇所【確認ポイント】

Ⅶ. 運輸安全マネジメント関係

38. 運輸安全マネジメントの実施【別紙P17～P18】

□貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針に従い、具体的に策定され、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対して公表していますか

■実施していない場合は速やかに策定、実施、公表を行う

◎運輸安全マネジメント

- ◆事業年度は更新されていますか
- ◆期限内に作成、公表されていますか
- ◆方針・目標・計画が設定されていますか
- ◆前年度の実績は入っていますか
- ◆営業所の利用者(外部)が閲覧可能な状態となっていますか



公益社団法人

岩手県トラック協会 89

（３）法改正等について



公益社団法人

岩手県トラック協会

(3) 法改正等について

I. 改正貨物自動車運送事業法関係

1. 運送契約締結時の書面交付義務化【別紙P19～P20】
2. 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化【別紙P21～P22】
3. 委託先への発注適正化(健全化措置)【別紙P23～P24】
4. 委託回数の制限【別紙P25～P28】
5. 白トラ利用の罰則強化【別紙P25～P28】



公益社団法人

岩手県トラック協会

(3) 法改正等について

Ⅱ. 貨物自動車運送事業法関係

1. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました【別紙P29】



公益社団法人

岩手県トラック協会

（４）情報提供について



公益社団法人

岩手県トラック協会



公益社団法人

岩手県トラック協会

「届けてくれてありがとう」



あなたの笑顔で明日も頑張る



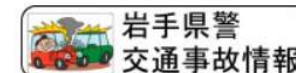
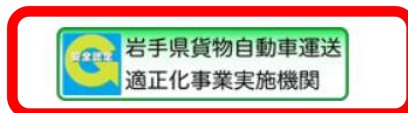
新着情報（岩ト協）



ここをクリック (他団体等)



交通規制等



岩手県貨物自動車運送適正化実施機関

TOP / 岩手県貨物自動車運送適正化実施機関

届出等について（届出書類）

- 事業報告書、事業実績報告等について
- 運輸支局への各種届出帳票類（事業計画変更届等）※岩手運輸支局HP
- 情報公開請求について※国土交通省HP
- 運行管理者・整備管理者選任届出書、事故報告書等※岩手運輸支局HP

改正等について

- トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント※厚労省HP（36協定書・届出様式あり）
- 標準貨物自動車運送約款の一部改正について
- 輸送安全規則の一部改正について（荷待時間・荷役作業等の記録）※全ト協HP 令和元年6月15日施行
- 輸送安全規則の一部改正について（遠隔点呼・業務後自動点呼）※全ト協HP 令和5年4月1日施行
- 輸送安全規則の一部改正について（全文・新旧対照表）※全ト協HP 令和5年5月31日施行

【事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル】 国土交通省HP

- 一般的な指導及び監督の実施マニュアルの一部改正について※全ト協HP

【運輸安全・安全衛生マネジメント】 様式 （ PDF / Excel ）

教育記録簿

- 初任運転者教育 PDF（記入例） PDF
- 高齢運転者教育 Word PDF
- 事故惹起運転者 Word PDF
- 乗務員教育（12項目） Word PDF

運行・整備管理規定

- 運行管理規程（R3.3.31改正） Word PDF
 - ※IT点呼用（R3.3.31改正） Word PDF
 - ※遠隔点呼（R5.6.1改正） Word PDF
- 整備管理規定（R3.9.30改正） Word PDF

◆国土交通省からのお知らせ◆HP

- 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。※国土交通省HP

ここをクリック



公益社団法人

岩手県トラック協会



「届けてくれてありがとう」



あなたの笑顔で明日も頑張る

ご清聴ありがとうございました。